

特定非営利活動法人

全国万引犯罪防止機構 平成 25 年度臨時総会

議 案 書

日時：平成 26 年 1 月 27 日（月） 14:00～17:00

場所：スクワール麹町 5 階 芙蓉の間

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構 臨時総会・シンポジウム

次 第

日時：平成 26 年 1 月 27 日（月）14:00～17:00

会場：スクワール麹町 5 階 芙蓉

1. 臨時総会・・・14:00～14:45

(1) 開 会 (2) 理事長挨拶

(3) 経過報告

(警察庁・警視庁への協力、地域の万引犯罪防止対策活動調査、ネット被害調査、最高裁情報公開、高齢者万引防止対策、講演、報道機関への対応、ホームページの更新、月 1 回の委員長会議、週 1 回の事務局会議、第 9 回青少年調査、小委員会、業務委託契約、問合せ対応)

(4) 臨時総会議長選出

(5) 議事

第 1 号議案 財務委員会の設置について

第 2 号議案 事業報告の修正について

第 3 号議案 寄付金等取扱規定について

第 4 号議案 新規事業について

(6) 閉会

(7) 報告：・盗品のネット処分に関する実態調査、
・万引対策年間チャート制作 ・役員の動向

2. シンポジウム：地域の万引犯罪防止対策活動調査報告・・・15:00～17:00

(1) コーディネータ：竹花副理事長

・・・(株)東京ビックサイト社長、元東京都副知事、元警察庁生活安全局長

(2) パネリスト：

・福島県警察本部生活安全企画課長 小泉義勝様 (報告書 P 23)

・・・万引防止アドバイザーの委嘱と万引防止モデル店の指定等

・山口県警察本部生活安全企画課 石井龍二様 (報告書 P 51)

・・・県民一体となった万引防止対策

・文具・駄菓子小売店主 富田仙恵様 (報告書 P 81)

・・・万引きされたお店のおぼさんの悲しみ

・ジュンク堂書店保安全管理部長 難波克行様・・・書店の現状を訴え
(資料 6)

・北海道大学名誉教授・瀧川哲夫様 (報告書 P 3)

・・・「地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書」監修

(3) 質疑応答・・・16:40～17:00

経過報告（平成 25 年度通常総会以降）

1. 総務・事務局関連

- ・理事会・通常総会後の処理：
24 年度事業報告、議事録作成、役員変更届、定款変更届、
- ・委員長会議：8 月 28 日よりスタート・・・毎月開催
検討案件・・・
 - ・万防機構としての高齢者対策
 - ・防犯画像に対する基本的な考え方
 - ・集団窃盗の情報の取り扱い
 - ・事務局体制の強化
- ・財務委員会：実質 9 月 24 日よりスタート
検討案件・・・財務体質の強化、会員増強、
- ・事務局会議：毎週月曜日朝開催・・・当面課題の迅速な処理
認定 N P O ・仮認定申請への準備、助成事業の申請と実施
- ・ 8 月 9 日：都庁 河合青少年・治安対策本部長訪問
- ・ 10 月 7 日：警察庁 辻生活安全局長訪問
- ・ 11 月 28 日：経済産業省 寺澤商務流通保安審議官訪問
- ・ 12 月 10 日：経済産業省 荒井情報通信機器課長訪問

2. 調査研究事業

- 1) 第 9 回万引に関する青少年意識調査
 - ① 予告：平成 25 年 11 月 28 日
 - ② 本番：12 月 5 日
 - ③ 回収：1 月 22 日 小：37, 中：41 高：41 計 119 校 回収率 84.4%
- 2) 第 9 回万引被害実態調査⇔東京万引き防止官民合同会議との合同調査
 - ① 見直し・・・調査内容及び対象企業・・・2 月中旬
 - ② 予告：2 月 末
 - ③ 本番：3 月上旬
- 3) 万引防止啓発のための壁新聞掲示に関する調査集計：日本宝くじ協会の助成事業
 - ① 6 月 24 日万防機構通常総会で配布完了を報告、その配布状況の調査
 - ② 文部科学省、警察庁、日本小売業協会、日本万引防止システム協会の協力
 - ③ 全国の中学校への配布 14,029 枚、アンケート回答 1,444 校、掲示 99.17%
 - ④ 掲示期間：6 ヶ月以上 35.75%
 - ⑤ 今後の希望：壁新聞、リーフレットの希望が多い
- 4) 地域の万引犯罪防止対策活動調査：日工組社会安全財団の助成事業
 - ① 調査期間：平成 25 年 7 月末～9 月中旬
 - ② 警察庁、日本小売業協会の協力
 - ③ 調査票送付：都道府県庁、警察本部、教育委員会、特定市
 - ④ 回収：都道府県庁 34、警察本部 47、教育委員会 28、特定市 14

- ⑤ 報告：調査結果の内容と 26 事例を報告書として 5、000 冊作成し配布

3. 建議提言事業

- 1) 盗品のネット処分に関する実態調査：公的な調査データの存在しない盗難品のネット処分の実態を小売業側から調査し、エビデンスを作成

- ① 平成 24 年 2 月の建議・提言を推進するための調査
② 調査期間：平成 25 年 8 月 30 日～9 月 13 日
③ 発送・回収：有効発送 385、有効回収：155、有効回収：40.3%
④ 報告書及び報告：10 月 21 日警察庁報告 (資料 4)

- 2) 万引防止年間チャート制作：小委員会報告

- ① 平成 25 年 12 月 12 日、平成 26 年 1 月 17 日 小委員会開催
② 「万引防止年間チャート制作」
④ 「万引防止年間チャート制作」小委員会報告書 (資料 5)

4. 普及啓発事業

「講師派遣」

- ・平成 25 年 7 月 4 日 奈良県警察本部 (稲本)
- ・ 7 月 23 日 戸塚警察署 (稲本)
- ・ 8 月 9 日 東京質屋防犯協会 (稲本)
- ・ 9 月 9 日 防犯責任者養成講座 (稲本)
- ・ 10 月 16 日 見附警察署 (稲本)
- ・ 10 月 17 日 東村山警察署 (稲本)
- ・ 10 月 18 日 奈良県警察署 (稲本)
- ・ 11 月 5 日 埼玉県青少年健全育成県民会議 (福井)
- ・ 11 月 21 日 東京都商店街振興組合連合会 (稲本)
- ・ 11 月 21 日 日本スーパーマーケット協会 (稲本)
- ・ 11 月 8 日 上尾販売防犯連絡協議会 (稲本)
- ・ 12 月 2 日 社会安全フォーラム (若松)
- ・ 12 月 13 日 新宿区防犯リーダー実践塾 (稲本)
- ・ 12 月 11 日 上尾平方小学校 (稲本)

「後援名義」

- ・日本チェーンドラッグストア協会「平成 25 年度ポスター」
- ・埼玉県警察本部及び埼玉県販売防犯連絡協議会「第 27 回少年育成県民大会」
- ・全国少年警察ボランティア協会「第 20 回少年問題シンポジウム」
- ・おやじ日本「創立 10 周年全国大会」

「報道機関への協力」

- ・平成 25 年 7 月 15 日：文化通信社・・・第 8 回青少年調査及び東京ルールを紹介
- ・ 7 月 16 日：ブループバーグ（世界的な金融・経済情報誌）
・・・日本の高齢者の万引の報道
- ・ 9 月 10 日：販売士 9 月号投稿（稲本）
・・・膨大な万引被害 対策が小売業の明暗を分ける
- ・ 9 月 16 日：西日本新聞・・・高齢者の万引特集・事務局長のコメント
- ・ 9 月 20 日：スウェーデン新聞社・・・高齢者万引に関する取材
- ・ 10 月 14 日：文化通信社・・・東京ルール・万被害実態調査の報告
- ・ 10 月 18 日：フランス 24 テレビ・・・日本の高齢者万引について取材
事務局長のインタビュー
- ・ 11 月 1 日：全国書店新聞・・・小売業の万引被害実態調査の紹介
- ・ 11 月 5 日：警備新報・・・小売業の万引被害実態調査の紹介
- ・ 11 月 10 日：monthly 信用金庫投稿（稲本）
- ・ 12 月 15 日：NNN ドキュメント「増え続ける高齢初犯」の取材、放映
事務局長が「高齢者に役割を担ってもらうことが大切」
- ・ 12 月 2 日：文化通信社・・・取材記事
- ・平成 26 年 1 月 5 日：警備新報・・・河上理事長の年頭所感
- ・ 1 月 14 日：セキュリティ産業新聞・・・河上理事長の年頭所感

「委員派遣」

「警視庁」・・・万防各理事

- ・ 「東京万引防止官民合同会議」
第 8 回平成 25 年 6 月 28 日・警視庁（17 階大会議室 出席者約 150 名）
第 9 回平成 25 年 12 月 11 日・グランドアーク半蔵門（出席者約 150 名）

「警視庁」・・・同各委員会に各理事

- ・ 委員長会議：土方共同議長
・・・平成 25 年 5 月 20 日
「万引きさせない TOKYO キャンペーン」7 月 22 日～28 日
- ・ 総務委員会：山口委員長（警視庁生活安全総務課長）
・・・平成 25 年 6 月 5 日、11 月 19 日
- ・ 調査研究委員会：増井委員長（万防機構 理事）
・・・平成 25 年 6 月 7 日、10 月 24 日
- ・ 防犯設備委員会：近藤委員長・池野委員長（万防機構 理事）
・・・平成 25 年 6 月 6 日、11 月 19 日
- ・ 教育研修委員会：若松委員長（万防機構 理事）
・・・平成 25 年 6 月 6 日、11 月 19 日

- ・ 広報委員会：桑島委員長（万防機構 理事）
 - ・・・平成 25 年 6 月 7 日, 11 月 19 日
- ・ モデル店舗審査 ・・・平成 25 年 8 店舗
- ・ 第 4 回「万引追放サマーキャンペーン」；7 月 24 日 日比谷公会堂
- ・ 「メディアコンテンツ古物ルール」運用開始・10 月 1 日
- ・ 講師派遣（若松・稲本）
 - * 第 6 回「万引防止のための防犯責任者養成講座」：9 月 9 日
 - * 出前型「万引防止のための防犯責任者養成講座」（東村山）：10 月 17 日
 - * 第 7 回「同上」：平成 26 年 2 月 4 日予定
- 「都庁」
 - ・ 「こどもに万引きをさせない連絡協議会」（若松・福井）
 - ・・・平成 25 年 6 月 11 日 都庁
 - ・ 推進モデル地区・・・平成 25 年 10 月 12 日 大田区立志茂田小学校
平成 25 年 10 月 18 日 大田区立東調布第一小学校
- 「東京都商店街振興組合連合会」
 - ・ 教師の万引に関するアンケート調査・・・2 月まとめ予定
対象：商店主と小中高生の母親・・・＜親の調査は初めて＞
平成 25 年 6 月 4 日、9 月 19 日、11 月 21 日、予定・平成 26 年 2 月 21 日

5. 情報収集・提供事業

- ・ 万防時報発行・・・15 号：9 月 11 日発行、16 号：26 年 2 月発行予定
- ・ ホームページ更新・・・都度更新・・・アクセス数・月 25,000 件
- ・ 全国都道府県万引防止協議会との連携
- ・ 報道関係の取材対応
- ・ パンフレット更新

6. その他

- ・ 日本万引防止システム協会との共同事業（ソースタギングの推進）
8 月 20 日、9 月 5 日、9 月 27 日、10 月 24 日、11 月 20 日、12 月 20 日
- ・ 助成金申請への応募：財団法人日本宝くじ協会
公益財団法人日工組社会安全財団
日本郵便㈱ 年賀寄付金配分
- ・ 会計事務
- ・ 高千穂交易及び S-Cube と業務委託契約締結

議案

第1号議案 財務委員会の設置について (資料1)

平成25年9月24日 委員長会議より、実質スタートしましたが、今臨時総会で承認をお願いします。

第2号議案 事業報告の修正について (資料:パンフレット)

正会員、賛助会員について、従来の賛助会員は団体の正会員のことです。

- ・正会員・・・個人(会費5,000円)、団体(会費50,000円):議決権有り
- ・賛助会員・・・個人(会費5,000円)、団体(会費50,000円):議決権無し

第3号議案 寄付金等取扱規定について (資料2)

寄付金の受け入れについては、寄付金申し込み書として、寄付者のお名前・金額・公表の是非等を確認していましたが、今回、新たに寄付金等取扱を規定します。

第4号議案 新規事業について (資料3)

1. 高齢者万引対策に関する調査研究
2. 防犯画像の取扱いに関する調査研究
3. 集団窃盗等の情報の取扱いに関する調査研究

以上

(報告)

1. 「盗品のネット処分に関する実態調査」 (資料4)
2. 「万引防止年間チャート制作」 (資料5)
3. 役員の動向:松下 典千氏、平成25年7月31日リサイクルブックストア協議会解散につき退任の申し出があった。

財務委員会設置（案）

平成 25 年 9 月 17 日 事務局会議

平成 25 年 9 月 24 日 委員長会議

1. 主旨

機構設立 9 年目を迎え、益々の活動範囲拡大に伴い、NPO 団体としての財政基盤を抜本的に強化する必要があるところから、機構内に財務活動のための専門組織を常設することとする。

2. 活動内容

- (1) 公益活動支援団体・企業に対する万防活動のアピールと財政的な支援の要請
- (2) 篤志家に対する一般寄付（資金用途の特定無し）の募集
- (3) 団体・企業からの指定寄付（資金用途の特定有り）の募集
- (4) 信託銀行に対する特定寄付信託へのアピール
- (5) 国・地方自治体等からの助成金・補助金・委託事業の受託
- (6) 会員増強
- (7) その他機構財務に資する活動

3. 構成員

- (1) 副理事長を委員長とする
- (2) 総務委員長
- (3) 事務局会議

4. 具体的活動案

- (1) ホームページでの「寄付のお勧め」
- (2) 公益財団法人日本財団 CANPAN プロジェクトの利用
 - 助成制度情報の閲覧（自由）
 - 団体メンバーとしてユーザー登録し、情報発信
- (3) 公益財団法人助成財団センターの利用
 - 助成財団データベース（約 1, 000 件）の利用
 - 募集ニュース（月次）の閲覧
- (4) 事業目的別団体の利用
 - NPO 法人シーズ（市民活動を支える制度を作る会）
 - （仮）認定 NPO 法人日本ファンドレイジング協会
寄付による資金調達の方法論、アドボカシー等。

- JCN (ジャパン・シビル・ネットワーク：東日本大震災支援全国ネットワーク)
- (5) ファンドレイジング手法の検討
 - オンライン・サイトを通じた寄付
 - マンスリー・サポーター制度の導入
 - 商品売上げの一部の自動的な寄付
 - 特定寄付信託制度の利用

寄付金等取扱規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、定款第38条に基づき特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構（以下、当機構という）が受け入れる寄付金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 当機構は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する時は、その寄付金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されている時
 - ①寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ②寄付者が寄付の経理について監査を行うこと
 - ③寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること
 - ④寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること
 - ⑤その他理事長が当機構の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄付金等を受け入れることにより、当機構の業務、財政、あるいは名誉に負担または支障が生じると認められる時。その他寄付金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断される時。

(寄付金等の種類)

第3条 当機構が受け入れる寄付金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
- (2) 特定寄付金 用途があらかじめ特定された寄付金

2 この規程における寄付金等には、金銭の他、金銭以外の財産権を含む。

(寄付金等の募集)

第4条 寄付金等の募集に当たっては、以下を厳守する。

- (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄付金等の募集は行わないこと
- (2) 寄付の目的及び用途について誤解を与えるような行為を行わないこと
- (3) 寄付の勧誘を受けた者や、寄付者の利益を不当に害するような行為を行わないこと

(受入手続)

第5条 寄付金等を当機構に寄付しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）

にて寄付の申し込みを行う。

- 2 当機構は前項により寄付の申し込みを受理した時は、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄付金等の受け入れを行う。
- 3 寄付金等の受け入れが決定した時は、寄付者にその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄付の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄付金等の取扱い)

- 第6条 一般寄付金については、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余がある時は、公益目的事業に充当することも可とする。
- 2 特定寄付金については、全額を寄付者の特定した用途に使用する。

(受領書等の交付)

- 第7条 一般寄付金または特定寄付金を受領した時は、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。
- 2 前項の受領書には、当機構の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特定寄付金支出結果の報告)

- 第8条 当機構は、特定寄付金の支出が完了した時は、当該寄付金の収支に係る計算書及び当該支出による効果等を記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(その他)

- 第9条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に関し必要な事項がある時は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

付 則

この規程は、平成26年1月27日から施行する。

第 4 号議案 新規事業について

1. 高齢者万引対策に関する調査研究

警視庁調査で昨年、青少年の構成比を上回った高齢者による万引犯罪の態様と対策に関して、主として食品スーパー企業の協力を得て調査研究を行なう。(警視庁高齢者万引き調査・研究班と連携)

2. 防犯画像の取扱いに関する調査研究

防犯カメラの急速な普及に伴い、近時、取扱いに関するルール化の必要性が高まっているカメラ映像、顔面認証・動作認証等について、問題点を整理し、課題をとりまとめる。

3. 集団窃盗等の情報の取扱いに関する調査研究

集団窃盗等、外国人を含む組織的な万引犯罪に関して、欧米に先行事例のあるようなデータベースの構築の必要性を検討し、それに伴う情報の取扱い一般について、問題点を整理し、課題をとりまとめる。

石川・富山の薬店 相次ぐ大量万引

石川、富山両県などに展開する大型ドラッグストアで大量万引被害が相次いでいる。狙われるのは値段が高く人気のある化粧品や医薬品で転売目的とみられる。組織的な万引行為に店舗側はネットで被害情報を瞬時に共有するITなどを駆使した対策に乗り出した。(沢井秀之)

巧妙な手口に 店はIT對抗

ドラッグストア・チェーンの担当者によると、狙われるのは知名度があり、数千～一万円と高価な化粧品や薬品。石川県警の捜査関係者は盗品を高値で買い取る組織の存在も指摘する。

今年三月に同県内の大型ドラッグストアで大量の商品を盗んだとして、窃盗罪に問われた男二人の公判が十月に金沢地裁であった。

検察側は、被告らが見張り役と商品を盗み出す役を分担し、東北から四国・中国地方まで車で移動しながら一日十数店で犯行していた手口を明らかにした。被害は一店あたり数万～十数万円に上る。

被害情報を共有



二人は事前に準備していたリストに従ってピタミン剤、医薬品などを短時間で盗んでいた。別のベトナム人グループは、警報装置が鳴らないよう銀色帯を張り付ける細工をしたかばんを使っている。

不審者画像一斉メール

万引被害は今年に入り相次いでおり店舗側も対策にやっきた。北陸・中部地方を中心に七県で二百十三店舗を展開する「クスリのアオキ」(石川県白山市)は、被害が発生した場合、店長が防犯カメラの映像を確認。不審者が写っている画像をパソコンに取り込み、全店のパソコンに一斉メールし警戒する。狙われた商品の内容も同様に送る。石川・富山・岐阜の三県で六十三店舗を展開する「示野薬局」(金沢市)は、鍵付きの強化プラスチックケースの商品棚を富山市の店舗に試験導入。客から要望があるたびに商品を取り出すようにした。あるドラッグストア・チェーンの担当者は「大切なのは被害発生を素早くつかむこと。防犯カメラの画像情報を異なるチェーン店同士でも共有できれば」と訴えている。

こちらの資料は北陸中日新聞社本社の許可をいただき当機構のHPに掲載いたします。許可なく2次使用するのはご遠慮ください。平成26年1月16日 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構 事務局

「盗品のネット処分に関する実態調査」報告書

I. 調査概要

1. 調査目的

公的な調査データの存在しない盗難品のネット処分の実態に関して、小売業側から被害実態の調査を行い、エビデンスをすることによって、万引犯罪諸対策への反映を促すことを目的に実施した。

2. 調査方法

重点業種を中心とした企業アンケート調査

万防機構・平成24年度小売業調査（対象：セルフ販売小売業1,683社）にて「自社からの万引品処分にネットを利用された経験有り」と回答した企業54社のうち、業種別調査票発送総数に占める回答企業の比率の高い業種に着目し、当該業種企業全体（未回答企業を含む）に対して、改めて絞り込んだ調査項目のアンケート調査を実施した。

対象業種は以下の通り。

- ①ドラッグストア
- ②書籍・文具
- ③ホームセンター
- ④カー用品
- ⑤スポーツ用品
- ⑥その他（重点業種以外の企業であっても「経験有り」と回答した企業はすべて本アンケート調査の対象とした）

3. 調査期間

平成25年8月30日～9月13日

4. 発送・回収結果

有効発送数 385
有効回収数 150
有効回収率 39.0%

（なお、社名無記名の回答2件も有効回答として集計している。

また、期間外回収5件を含めた最終回収数は155、最終回収率は、40.3%となっている。）

II. 調査集計結果

1. 万引被害品をネットオークションに出品された経験の有無

(1) 経験の有無

「ある」と回答した企業は有効回答 150 社のうち 35 社、23.3%、「ない」は 13 社、8.7%である。最も多い回答は「わからない」の 100 社、66.7%、3分の2を占める。(図1)

(2) 出品された頻度

万引被害品をネットオークションに出品された経験が「ある」と回答した 35 社について、その頻度を尋ねた結果は、「1回」が 10 社、28.6%、「2回」と「3回」がそれぞれ 4 社、11.4%である。回答の中には「12回」とするものが 1 社、「多数」とするものも 2 社ある。(図2)

(3) 当社で万引された商品であると判断した理由

同様に、万引被害品をネットオークションに出品された経験が「ある」と回答した 35 社について、その商品が当該企業で万引された商品であると判断した理由を、複数回答で尋ねた結果は、「商品に付けられた一連番号が合致しているから」とするものが 9 件、25.7%と最も多く、次いで「自社のオリジナル商品であるから」と「商品の画像が外形上よく似ているから」がそれぞれ 8 件、22.9%である。一方、「その他」が 13 件あり、その内容としては、「被害直後に、被害品と同一サイズで値札の付いたままの、明らかに購入品ではないと思われるものが出品されているから」、「企業名の入ったシールが貼られていたから」、「精算時に外しているはずのタグが、ネットの画面では付いたままになっていたから」、「犯人の供述等から判明」、「犯人の弁護士からの連絡により」、「警察での余罪追求等で判明し、連絡を受けた」等がある。(図3)

(4) 万引被害品がネットオークションに出品されていることを知った動機

同様に、万引被害品をネットオークションに出品された経験が「ある」と回答した 35 社について、その商品がネットオークションに出品されていることを知った動機を、複数回答で尋ねた結果は、「自分でネットオークションを調べて見つけた」とするものが 14 件、40.0%と最も多く、次いで「警察から連絡を受けて知った」9 件、25.7%、「第三者から連絡を受けて知った」7 件、20.0%である。「ネットオークション業者から連絡を受けて知った」とするものも 1 件あるのが注目される。

なお、「その他」とするもの 6 件の内容は、「テナントの従業員がネットオ

オークションを調べて発見した」、「逮捕後の取調べや家宅捜索による」、「犯人であった従業員の自供による」、「Yahoo!アラート機能の利用」、「出品価格が明らかに仕入値より安いため」である。(図4)

(5) 出品された万引被害品のその後

同様に、万引被害品をネットオークションに出品された経験が「ある」と回答した35社について、出品された万引被害品がその後どうなったかを、複数回答で尋ねた結果は、「戻ってこなかった」とするものが27件、77.1%で圧倒的に多く、次いで「警察から手元に戻ってきた」5件、14.3%である。

なお、「ネットオークション業者から手元に戻ってきた」とするものが大手書店で1件、また「出品者から手元に戻ってきた」とするものが家電量販店で1件ある。(図5)

(6) 万引被害品がネットオークションに出品されたかどうか分からない理由

万引被害品がネットオークションに出品された経験があるかどうか「わからない」と回答した100社について、その理由を尋ねた結果は、「ネットオークションのサイトを調べたことがないから」と「自社で販売している商品であるが、一連番号等の特徴がわからないから」が42社、42%づつで同数という結果になっている。また「その他」としているものは10社で、その内容は、「どこでも扱っている商品なので、当社から万引されたものと特定できない」、「当社の取扱商品は中古品であるため出品商品を当社の万引被害品と判定するのは難しい」等。「当社のPC環境の性質上、ネットオークションのサイトが見られない」とするものもある。(図6)

2. ネットオークションの出品状況についての確認の有無

(1) 確認の有無

万引被害品がネットオークションに出品されていないかどうか確認した経験の有無について尋ねた結果は、有効回答150社のうち「ある」が34社、22.7%、「ない」が98社、65.3%で、圧倒的に「ない」ものが多い。

(図7)

(2) ネットオークションで出品状況を確認する時

万引被害品がネットオークションに出品されていないかどうか確認した経験が「ある」と回答した34社について、確認するのはどのような時かを、複数回答で尋ねた結果は、「大量の万引被害に遭った時」が最も多くて26

件、76.5%、次いで「高額品が万引被害に遭った時」22件、64.7%で圧倒的に多い。この他に「自社のオリジナル商品が万引被害に遭った時」が7件、20.6%、「常に（定期的に）ネットオークションを確認している」とするものも5件、14.7%ある。一方、「一連番号が付いた商品が万引被害に遭った時」とするものは2件に留まる。（図8）

3. ネットオークションを利用した万引被害品の処分についての意識

（1）ネットオークションを利用した万引被害品の処分の多さについて

ネットオークションを利用した万引被害品の処分の多さについての印象は、有効回答150社のうち「かなり多いと思う」48社、32.0%と「やや多いと思う」28社、18.7%の「懸念派」の合計が76社、50.7%と過半数、「やや少ないと思う」7社と「かなり少ないと思う」1社の合計8社、5.3%を圧倒的に上回る。一方、「わからない」とするものも47社、31.3%に上る。

（図9）

（2）ネットオークションで容易に処分できることが万引を助長しているか

同様に、「万引被害品をネットオークションに出品して容易に処分できることが万引の発生を助長している」という考え方について、最も近い意見を尋ねた結果は、「大いに賛成」40社、26.7%と「賛成」61社、40.7%の「肯定派」の合計が101社、67.4%と3分の2超である。一方、「大いに反対」0社と「反対」2社の「否定派」は合わせて2社、1.3%に留まる。なお、「どちらでもない」は29社、19.3%存在する。（図10）

4. ネットオークションを利用した万引被害品処分の防止対策

（1）ネットオークションを利用した万引被害品処分の防止対策の有無

防止対策を「とっている」とする企業は、有効回答150社のうち15社、10.0%に過ぎず、「とっていない」とするものは132社、88.0%までを占めて圧倒的。（図11）

（2）採用している具体的な防止対策

防止対策を「とっている」とする企業15社の挙げた具体的な防止対策は、次の通り。

- 正規の仕入れルート（新品から在庫の末、オークション）のみ扱う。（外部委託は古物商ルートとなり売買記録と免許確認が必要）
- ①商品にシリアルナンバーを付与することを検討している。②自社オリジナル商品がどれだけネットオークションに出品されているかを

確認している。(特に万引被害が疑われるものだけを確認している訳ではない)

- シリアルナンバーが付与されている商品については、ナンバーの記録保管
- 自社のロゴ入りシールの貼付
- 重点商品(化粧品)に対する転売防止シールの貼付
- 医薬品や化粧品等、高額商品や狙われやすい商品について防犯ケースの利用や防犯チップ・防犯シールの貼付
- 転売防止シールの貼付(ほとんど効果がないように思える)
- 店舗販売における万引防止対策の強化(防犯カメラの増設、私服警備員の配置、従業員への予防対策指導)
- 一般的な万引防止対策の実施(防犯ゲートの設置、空箱陳列、防犯カメラの設置等)
- 万引被疑者の画像を事務所に掲示、近隣系列店に配信
- 万引犯罪の警察通報の徹底、交番との日常的な連携強化

(3) 必要と思われる仕組み・対策・制度

ネットオークションを利用した万引被害品の処分を防ぐために必要と思われる仕組み・対策・制度を複数回答で尋ねた結果は、有効回答150社のうち94件、62.7%までが「高額商品の出品の場合は、オークション事業者が商品識別のための情報を出品者に明示させる」としており、次いで、過半の78件、52.0%が「商品メーカーが製造段階で商品に一連番号を付ける」を選んでいる。万引被害品をネットオークションで処分されることの多い業界の企業においては、必要と思われる防止の仕組み・対策・制度はかなりはっきりと集約されていると考えることができる。一方、同じ「一連番号の付与」でも、「小売業者」が実施することに関しては7件、4.7%と支持は低い。

なお、「盗品売買等防止団体制度(都道府県公安委員会の承認を得て、盗品情報の照会回答業務等を行うことができる)の活用を図る」について、21件、14.0%が必要としているのが注目される。(図12)

「その他」は10件あり、その内容は以下の通り。

- オークション事業者は、出品者の情報確認や被害者に対する保障に関して、古物商と同等の責任を負う。
- オークション事業者は、出品者の身分証明をしっかりと行う。
- 盗品売買が判明した場合、重い処分を課す。
- マスコミに対する盗品売買犯人の情報提供。

- 買取業者には、警察に対してすべての買取商品、売主の一覧表を提出させる。
- シリアルナンバー管理は膨大なデータベースの運用が必要で、ハードルは高いが、適切な絞込みを行い、例えば「組織的な窃盗団の関わる犯罪」「ターゲット商品（特定メーカーの化粧品、箱入り缶ビール、銘柄米10キロ袋、日焼け止め薬等）」に絞ってシリアルナンバーを管理することとし、これらの盗品情報をネットオークションに公開して、処分しにくい環境を先行して作っていくことが考えられる。

5. ネットオークションを利用した万引被害品の処分に関する意見・要望

一般的な意見・要望として挙げられている事項は次の通り。

- ネットオークションへの出品による処分は質屋のような店舗での処分と比較して大変容易。万引被害品も手軽に換金できるので、そのことが万引犯罪を誘発していることは否めない。
- （しかし、）ネットオークションに出品されている物を盗品かどうか判断するのは極めて困難なことで、現状では万引そのものを如何に無くすかに取り組むしかない。
- オークション運営事業者は出品商品の入手経路確認に責任を負うべきで、せめて新品だけでも実施すべきだ。
- ネットオークションへの出品者登録の厳格化を推進すべきだ。
- 高額品の出品はシリアルナンバーを入れないと登録できないようにしてはどうか。
- 小売業段階で商品に強力な防犯シールを貼り、貼ったままの商品や、シールをはがした跡があるものは出品できないようにしたらどうか。
- 万引被害品はネットオークションばかりでなく、中国など海外市場に流れている場合も多いと考えられる。幅広く対処すべき。
- 医薬品について、期限切れ製品のネットオークション処分が見られる。何らかの対処が必要。
- 盗品の持込を助長するような営業政策を採っている企業があるのは許されない。
- メーカーによってシリアルナンバーが付与されている場合は大いに活用すべき。小売業では付与、管理とも負担が重すぎて困難。
高額化粧品などをシリアルナンバー管理すれば、外国人窃盗団などの場合、警察も動きやすいのではないか。
- 書籍は高額品や希少価値のあるものだけでもRFIDタグを付けて管理する構想があったが、コストや責任分担の問題で進んでおらず、妙案が見え

ない。

- 万引犯罪データベースを作り、その中に防犯カメラ映像（特に犯人映像）を加えて活用したらどうか。
- 買取業者はかなりの確率で万引品と知りながら、目をつぶって取引しているのではないかと思われる。万引しても換金できない社会を作るべき。
- 容易に処分できる環境があるから万引被害が減らない。飲酒運転のように、盗品の処分には重い罰を与えるべき。
- 万引被害品のネットオークション調査に手間が掛かり過ぎる。メーカーによるシリアルナンバーの付与や、オークション業者による番組情報の提供が有効であると思う。
- ネットオークション事業者や出品者に対する一定の法的規制が必要。万防機構の強力な働き掛けを望む。
- ネットオークションやネット販売に対する根拠の無い規制には反対。ガラス張りの政策運営を望む。
- 万防機構が出した「万引品処分市場対策に関する提言」の通りだと思う。提言の強力な推進を希望する。

Ⅲ. まとめ

1. 被害実態

- (1) 自社で万引された商品をネットオークションに出品された経験の「ある」企業は有効回答 150 社のうち 35 社、23.3%、「ない」は 13 社、8.7%、最も多いのは「わからない」の 100 社、66.7%である。
「わからない」理由は、「調べたことが無い」と「一連番号等の特徴がわからないから」とするものが 4 割強づつ。
- (2) 自社の商品であると判断した理由は、「一連番号の合致」(9 件)、「自社のオリジナル商品」(8 件)、「商品画像の外見上」(8 件)等。「精算時に外されるはずのタグ付きの出品」、「警察での取調べの結果」等もある。
- (3) 「経験あり」企業の 4 割は自社でネットオークションを監視して被害を発見している。ネットオークションは「大量万引」、「高額品万引」、「自社オリジナル商品の万引」に遭った時に監視する。
- (4) 出品された被害品は自社に「戻ってこなかった」とするものが 8 割弱。

2. ネットオークションを利用した万引被害品処分に関する意識

- (1) 「かなり多いと思う」と「やや多いと思う」を合わせた「懸念派」が 76 社で過半数。「やや少ないと思う」と「かなり少ないと思う」は合わせてわずか 8 社、5.3%。一方、「わからない」も 47 社。
- (2) ネットオークションで容易に処分できることが万引の発生を助長しているとする意見の「肯定派」は 101 社、3 分の 2 超。「否定派」は 2 社に留まる。一方、「どちらでもない」は 29 社。
ネットオークションで処分できることが万引被害を助長していると思うが、シリアルナンバー等の明白な根拠がないために手をこまねいている企業の意識・意向がくっきりと浮かび上がっている。

3. 防止対策

- (1) ネットオークションによる万引被害品の処分に対して、対策を「とっている」企業は 15 社に過ぎない。「とっていない」企業は 132 社と圧倒的。
- (2) 「とっている」企業の対策は、特定の商品群に関する「シリアルナンバーの利用」、「転売防止シール・防犯チップの貼付」の他、店頭販売と共通の一般的な万引防止対策。
- (3) 整備が必要と思われる仕組み・対策・制度に関しては、「高額商品に関してはオークション事業者が出品者に商品識別のための情報を明示させること」を 94 件、62.7%までの企業が選んでいる。次いで「商品メーカーが製造段階で商品に一連番号を付けること」を 78 件、52.0%までが選んで

おり、この2つの対策が突出。

「盗品売買等防止団体制度の活用を図る」も21件、14.0%が必要としている。

- (4) 一方、シリアルナンバーの管理には膨大なデータベースの運用が必要であり、組織的な窃盗団やターゲット商品に絞り込んだ整備から始めるべきであることも意識されている。

4. その他の意見・要望

- (1) ネットオークション運営事業者は出品商品の入手経路確認に責任を負うべきで、せめて新品だけでも実施すべき。
- (2) ネットオークションへの出品者登録の厳格化を推進すべき。
- (3) 高額品はシリアルナンバーを入れないと出品できないようにしてはどうか。
- (4) 被害品のネットオークション処分調査には手間が掛かり過ぎる。シリアルナンバー付与やオークション事業者からの情報提供等により簡素化が望まれる。
- (5) 使用期限切れの医薬品がネットオークションで処分されているのについては何らかの対策が必要。
- (6) 盗品の持込みを助長するような営業政策を採っている企業があるのは許されない。
- (7) 容易に処分できる環境があるから万引被害は減らない。飲酒運転のように、盗品の処分には重罰化で臨むべき。
- (8) 万防機構は、平成24年2月の建議・提言内容をしっかり推進してほしい。

図1

万引被害品をネットオークションに出品された経験の有無

ある	35
ない	13
わからない	100
記入無し	2

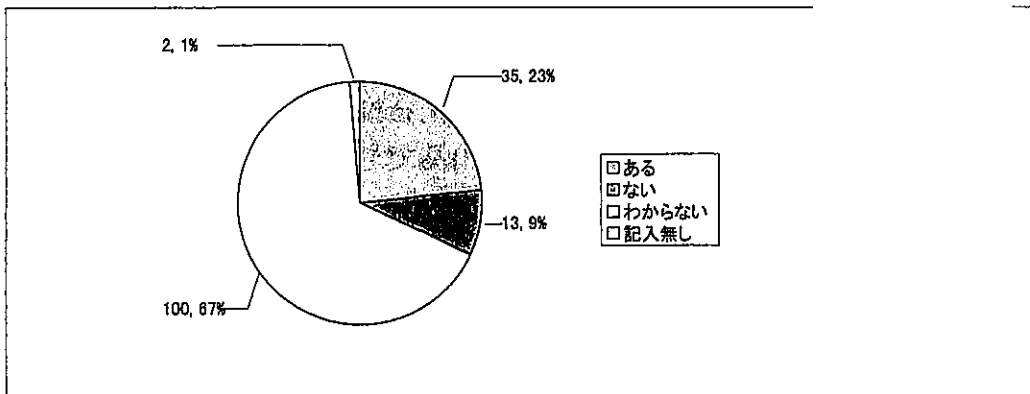


図2

御社で万引きされた商品がネットオークションに出品されたのは何回ですか

1回	10
2回	4
3回	4
その他	14

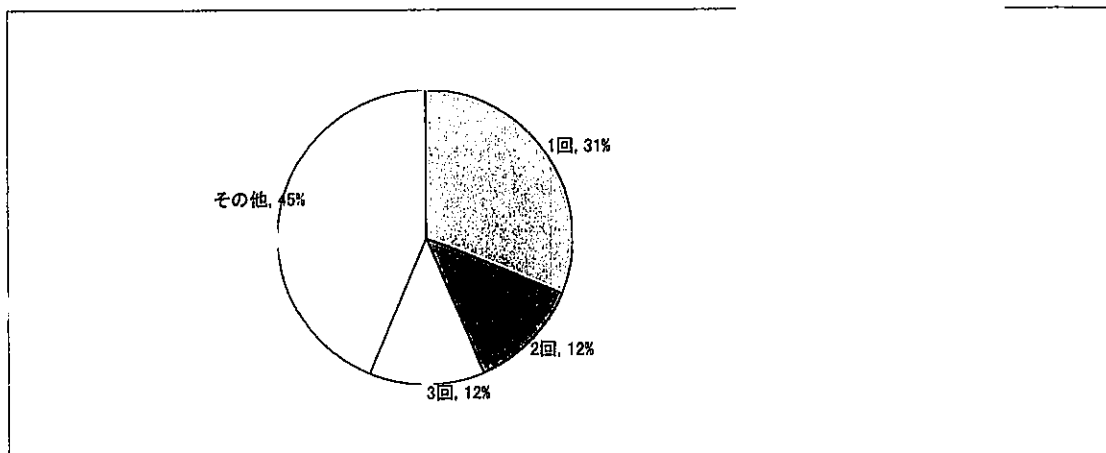


図3

御社で万引きされた商品であると判断した理由は何ですか。

商品に付けられた一連番号が合致しているから	9
自社のオリジナル商品であるから	8
商品の画像が外形上よく似ているから	8
その他	13

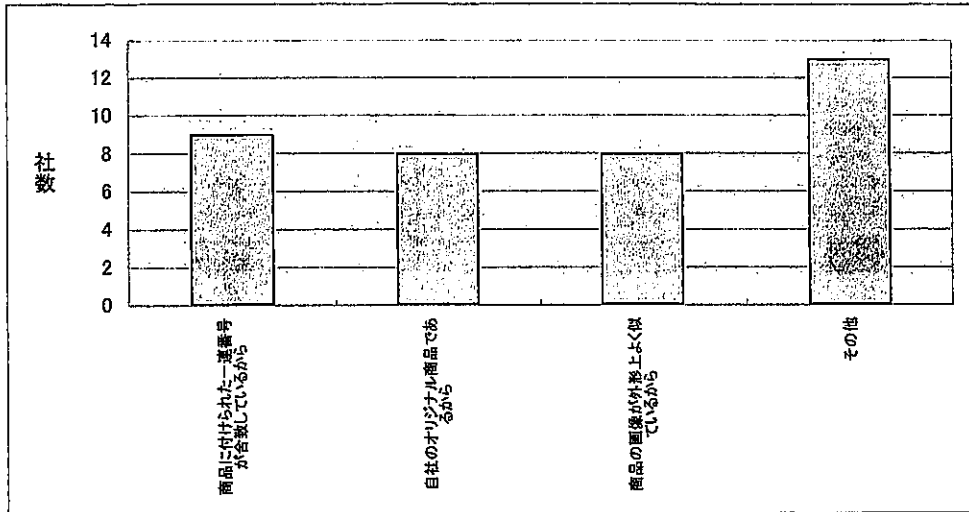


図4

どうして万引被害品が出品されていることを知ったのですか。

自分でネットオークションを調べて見つけた	14
ネットオークション業者から連絡を受けて知った	1
警察から連絡を受けて知った	9
第三者から連絡を受けて知った	7
その他	6

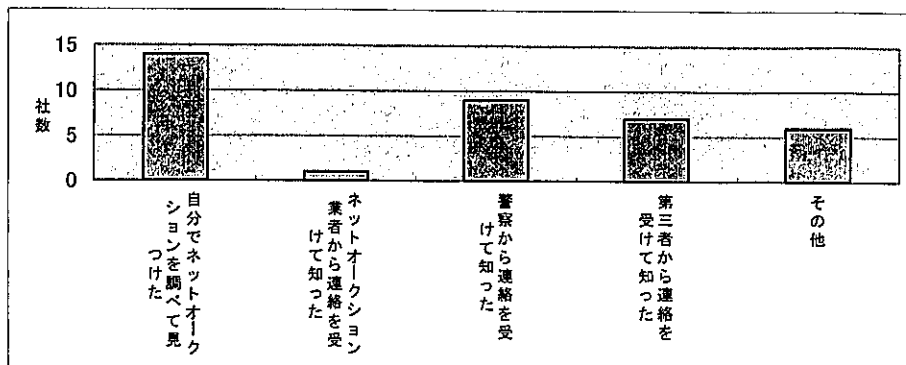


図5

出品された万引被害品はその後どうなりましたか。

警察から手元に戻ってきた	5
ネットオークション業者から手元に戻ってきた	1
出品者から手元に戻ってきた	1
戻ってこなかった	27
その他	2

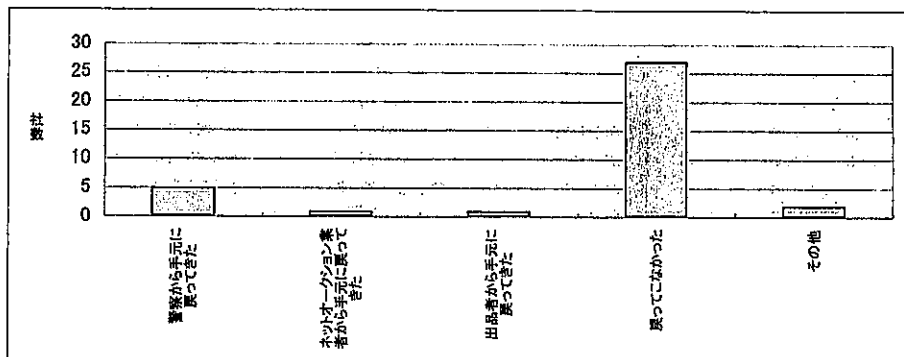


図6

問1で「わからない」と回答された方にお伺いします。「わからない」と回答した理由は何ですか。御社のお考えに最も近いものを選んで下さい。

ネットオークションのサイトを調べたことがないから	42
自社で販売している商品であるが一連番号等の特徴がわからないから	42
その他	10

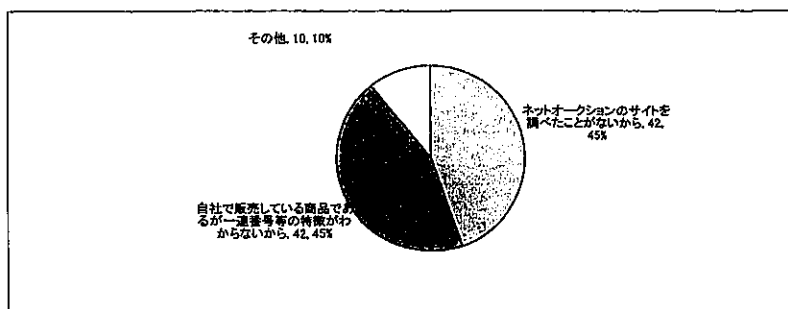


図7

これまで、御社で万引きされた商品がネットオークションに出品されていないかどうか確認したことはありますか。

ある 34
ない 98

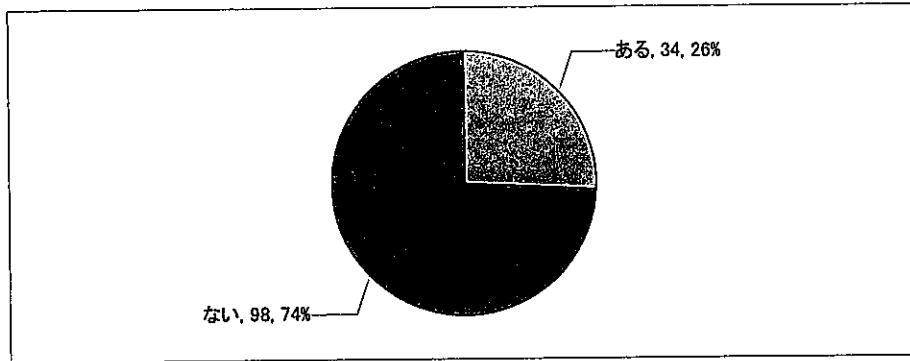


図8

問1で「ある」と回答された方にお伺いします。ネットオークションの出品状況を確認するのはどのようなときですか。

大量の万引被害にあったとき 26
高額品が万引被害にあったとき 22
一連番号が付いた商品が万引被害にあったとき 2
自社のオリジナル商品が万引被害にあったとき 7
常に（定期的に）ネットオークションを確認している 5

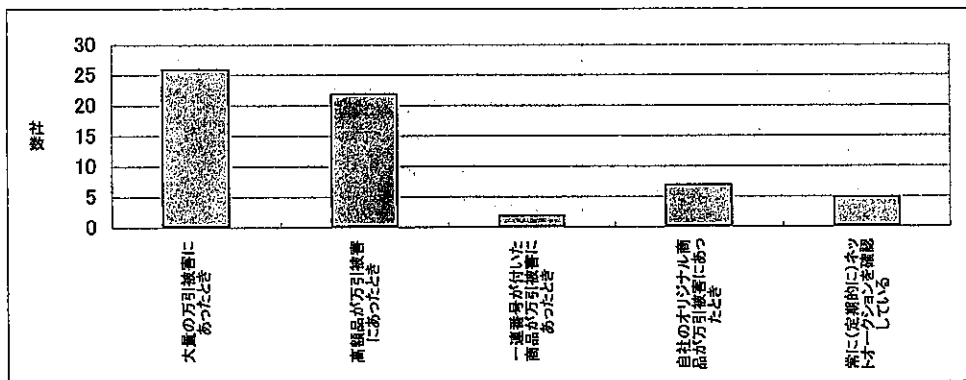


図9

ネットオークションを利用した万引被害品の処分についてどのような印象を持っていますか。

かなり多いと思う	48
やや多いと思う	28
わからない	47
やや少ないと思う	7
かなり少ないと思う	1

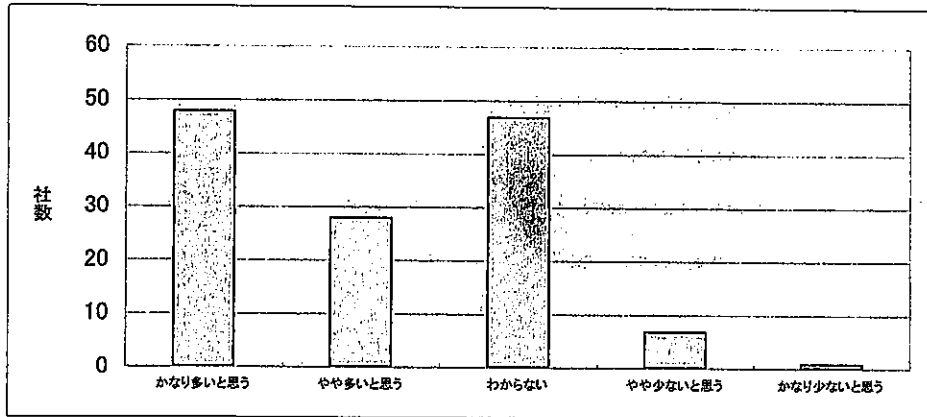


図10

「万引被害品をネットオークションに出品して容易に処分できることが万引きの発生を助長している」という考えについてどのように思いますか。

大いに賛成	40
賛成	61
どちらでもない	29
反対	2
大いに反対	0

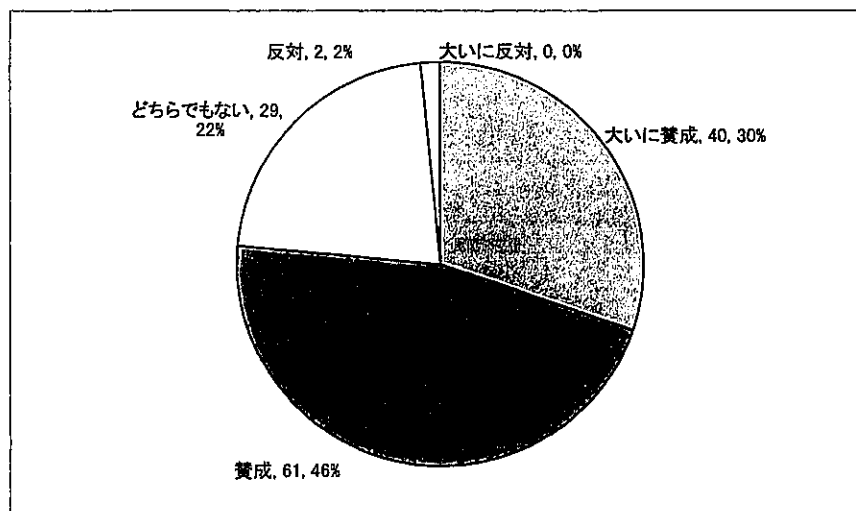


図11

御社では、ネットオークションを利用した万引被害品の処分を防ぐために対策をとっていますか。

とっている 15
とっていない 132

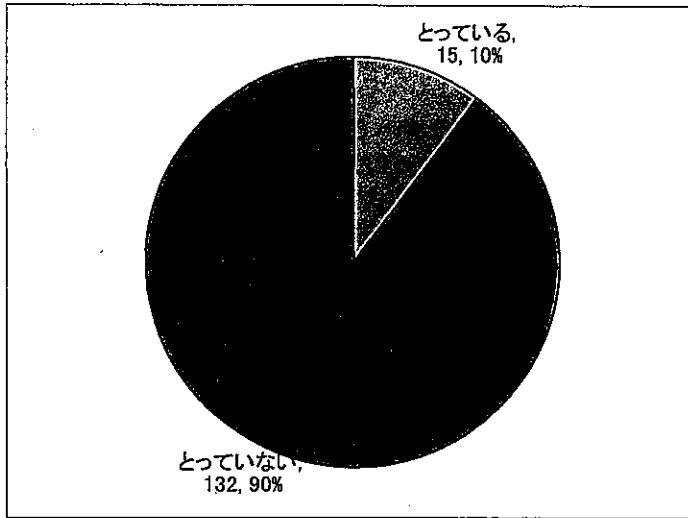
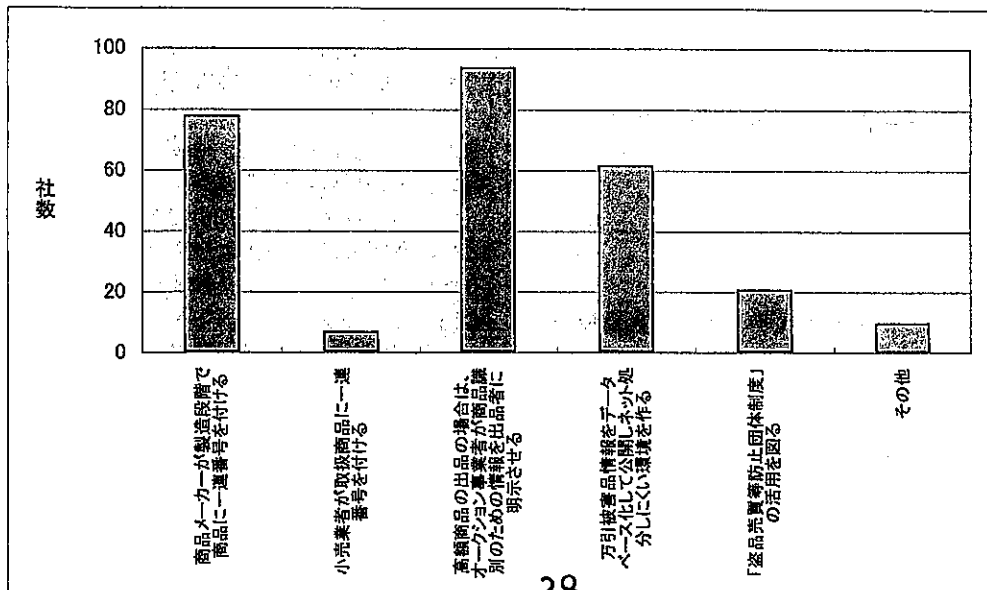


図12

ネットオークションを利用した万引被害品の処分を防ぐためにはどうすればよいと思いますか。

商品メーカーが製造段階で商品に一連番号を付 78
 小売業者が取扱商品に一連番号を付ける 7
 高額商品の出品の場合は、オークション事業者
 が商品識別のための情報を出品者に明示させる 94
 万引被害品情報をデータベース化して公開しネット
 処分しにくい環境を作る 62
 「盗品売買等防止団体制度」の活用を図る 21
 その他 10



万防時報

2012年2月29日 第12号

環境問題への関心の高まりに伴い、小売店等で供されるレジ袋使用の抑制や、消費者自らが買物に持参するマイバッグの使用が進んでいるが、一方でマイバッグを悪用した万引犯罪が増加し、小売業に大きな被害を及ぼしているばかりでなく、地域の治安悪化をもたらしているとの声がある。しかしながら、マイバッグ等の使用が万引犯罪者の手口となることを防ぐために、エコバッグの推進を妨げるようなことがあってはならない。

2月7日(火)報道機関向けに「緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策」発表会を開催しました。1月31日の臨時総会にて機関決定した3つの建議提言に関する内容です。

報道関係者はカメラの方々を入れて、25名の方の参加をいただきました。



* 日時：平成24年2月7日(火) 14:00~15:00
* 場所：東京商工会議所 4階 特別会議室B

1. 開会 吉川美代子 広報委員会委員長
2. あいさつ 河上 和雄 理事長
3. 緊急提言 佐藤 聖 理事
・マイバッグ普及に伴う万引犯罪増加への対応に関する提言
・万引品処分市場対策に関する提言
・万引窃盗犯の「店内確保」の推進に関する提言
・参考資料
4. 質疑応答
5. 閉会 吉川美代子 広報委員会委員長

万防機構側出席者：河上理事長、吉川美代子広報委員会委員長、山村秀彦総務委員会委員長、佐藤聖理事、茂木洋理事、福井事務局長、稲本普及推進委員

はじめに

環境問題への関心の高まりに伴い、小売店等で供されるレジ袋使用の抑制や、消費者自らが買物に持参するマイバッグの使用が進んでいるが、一方でマイバッグを悪用した万引犯罪が増加し、小売業に大きな被害を及ぼしているばかりでなく、地域の治安悪化をもたらしているとの声がある。しかしながら、マイバッグ等の使用が万引犯罪者の手口となることを防ぐために、エコバッグの推進を妨げるようなことがあってはならない。

環境問題に配慮しながら、万引犯罪の増加を防ぐためには、マイバッグ使用マナーの普及が必要と考えられるところから、NPO法人全国万引犯罪防止機構(万防機構)は関係各方面に対して以下の通り提言する。

提言1 小売業はお客様にマイバッグ使用の店内マナー順守を呼びかける

- ① 店内では備え付けの買い物カゴ等を使うこととする。
- ② マイバッグはレジ精算が済んでから使用することとする。(店内でマイバッグを買い物カゴ代わりに使用している人には注意する)
- ③ マイバッグを店内に持ち込む際は、折り畳む等の状態で持ち込むこととし、品選び中も広げないでおく。
- ④ レジ精算後、買い足し等で再度入店したり、他店で購入したりした商品をバッグに入れて入店する際は、バッグの口を閉めてから入店してもらうこととする。
- ⑤ 小売業は、店内掲示・店内放送等によって、お客様に繰り返し備え付けの買い物カゴ等の使用を呼びかけ、マイバッグを使用する場合はマナー順守をお願いする。

提言2 消費者団体は、地域消費者に対してマイバッグ使用マナーの普及啓発を図る

マイバッグの普及と万引犯罪の増加抑制の両立のためには、消費者の理解が何より重要であり、消費者の理解を得るためには、マイバッグ普及運動を推進して来られた消費者団体による啓発運動への協力が必要である。

消費者団体は、万引犯罪による直接的な被害額や万引を防止するための費用が、結果として商品価格に上乗せされてしまう現実を踏まえ、万引抑止に大きな貢献が期待されるマイバッグ使用マナーの普及啓発を図られるよう提言する。

提言3 地域防犯団体、地元警察、自治体等は買い物に際してのマイバッグ使用マナーの普及徹底を図る

万引犯罪の増加が地域治安の悪化をもたらし、ややもすれば青少年の非行増加をも引き起こすとの観点から、地域防犯団体、地元警察、自治体等は、地域住民に対して、買い物に際してのマイバッグ使用マナーの普及徹底を図る必要があり、万防機構は、既に先行事例があるように、各地におけるマナー・ポスターの配布、キャンペーンの展開、マナー教室の開催等の実施を提言する。

とりわけ、地元警察におかれては、小売店舗への巡回、店頭でのイベント開催、資料配布等を通じて、警察当局の万引問題に対する取り組み姿勢をアピールして頂くよう要請する。

提言4 報道機関は、関係者に対してマイバッグ使用マナーの普及徹底を図るよう支援する

マイバッグ使用に関する地域住民の考え方や使用マナーについての社会的な合意形成に対して、報道機関の果たす役割は極めて大きい。

マイバッグの普及と万引犯罪の増加抑止の両立を目指して、万防機構はこの問題に対する報道機関の十分な理解と支援が得られ関係者に対してマイバッグ使用マナーの普及徹底が図られるよう提言する。



はじめに

インターネットの普及に伴って、小売・サービス業のリアル店舗から万引き（従業員による「内引き」を含む）された、医薬品・化粧品をはじめ、家電製品、自動車用品等がネットを通じて売買されたり、ネットオークションに出品されて処分されているのではないかと、多くの業界で指摘されている。万引犯罪の抑止のためには、ネットオークションを含めた万引品処分市場の対策が急務であると考えられている。

上記に鑑み、NPO法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）は、①万引犯罪防止に向けてのネット事業者の努力と、②流通事業者（製造業、卸売業、小売・サービス業等）におけるITを用いた対応の推進を、以下の通り提言する。

（行政）

1. 古物商によるリアルな商品取引は古物営業法等によって厳格な管理が行われており、万引被害品が処分されにくい環境作りがなされているのに対して、ネットオークションによるバーチャルな商品取引に関しては、現状必ずしも厳しい監視が行われているとは言い難い。

経済産業省、総務省、消費者庁等、ネットオークション事業を所管する省庁は、特定商取引法、特定電子メール法、景品表示法、健康増進法等の運用を強化し、ネットオークション事業者が出品者とともに、万引被害品がネット上で処分されにくい環境作りを行うよう求める。

2. 万引犯罪防止に向けた流通事業者のITを用いた対応に対して、経済産業省、総務省等は、所要の支援措置を講じる必要がある。

（警察当局）

3. 万引犯罪の抑止のためには被害の全件通報が必要であり、全件通報の徹底のためには被害者の届出の簡素化と届出者負担の最小化が前提。警察当局におかれては、届出時間の一層の短縮化と現場警察官への指導の徹底を要望する。

4. 万引の被害のうち、被害回復されていない高額商品については、警察当局によるデータベースの構築を提案する。①発生場所、発生時刻、店舗名・企業名、②被害品属性（品名、シリアルナンバー等）、③犯行形態等の情報を迅速に登録し、一定の資格者が検索可能なように構築したデータベースの設置と事業者に対する情報提供によって、古物商によるリアルな商品取引あるいはネットオークション事業者によるバーチャルな商品取引の双方における万引品の流通が大幅に抑制されると考えられる。あわせて盗品売買等防止団体制度の積極的な推進が図られるべきである。

（ネットオークション事業者）

5. 古物商あるいはネットオークションで提供される商品が万引品であるかないかに関して、買い手は一義的に売り手が責任を負うべきであると考えている。ネットオークション事業者におかれては出品者とともに古物商が課せられていると同様の商品履歴管理責任を負うことが可能なシステムを構築するよう提案する。

6. ネットオークションへ的高額商品の出品に当たっては製造番号、写真等、個品の識別に資する情報の記載を古物競りあわせん業者（ネットオークション事業者）が一斉に取り組み、警察当局によって提供される盗品情報との照合によって事業者が直ちに盗品であることを知ることのできるシステムの構築を提案する。

なお、システムの運用に当たっては、製造番号や出品添付写真等の標準化・規格化や、サイトにアップした製造番号、写真の真正性の担保の仕組み（認証制度等）が必要。

（流通事業者）

7. 万引被害品を特定するために、製造事業者は商品に個品識別情報を付与し、これを流通事業者が一元的に管理するシステムを構築することを提案する。個品情報の付与は2次元コード、RFIDを含め現状の技術水準の中で最適解を求める必要がある。



はじめに

小売業界の現場では、万引き窃盗犯（以下、万引き犯と略す）の「店内確保の適否」をめぐる混乱が生じている。

「万引き犯は、店外に出てからでないと捕捉できない」といった誤った認識が、万引き犯罪を助長し、万引き犯の捕捉をより困難にしている。

NPO法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）の「店内確保小委員会」の議論の中では、クレマー等のトラブルに対する対応についての議論が主体となったが、万引窃盗犯の「店内確保」の正しい判断を社会全体に知らしめるこ

平成 26 年 1 月 27 日

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構
(略称：万防機構) 総務委員会・事務局

「万引防止年間チャート制作」小委員会報告書

1. はじめに

平成 25 年 3 月に開催された日本万引防止システム協会のセミナー「万引対策がすすむ 10 のポイント」の中で、万引対策の年間対策表（過去の月毎の被害品とその対策例）の紹介があり、参加された小売業や警備業や防犯機器メーカーの各社より、「自社にも同様の対策表が必要」との要望がありました。その後、警察庁より月毎の年代別・検挙件数データを提供いただき、昨年の通常総会で承認された後、本小委員会が発足されました。

万引被害は年間を通じて発生していますが、警察庁の月別件数データによると月によって大きな変動があります。実際に年間で検挙件数が一番多くなる時期はいつでしょうか？そして、その原因と対策は？など、万引対策のプロの方々でも知っているようで知らないこともあると思われます。この小委員会を通じ互いの情報が共有できたことで、具体的な改善に向けての「万引防止年間チャート」という名の道しるべができたことを報告いたします。

2. 小委員会

平成 25 年 12 月 12 日、平成 26 年 1 月 17 日開催

3. 提案の主旨

企業そして業界の垣根を越えて、このような万引対策の「見える化」「過去から未来への情報共有」が進んだことは大きな成果だと実感しております。この活動を来年以降も継続していくことで、日本各地でさらに実行力のある対策がなされていくことを期待しています。

現在、万引問題の中で深刻さを増しているのは、高齢者万引や大量窃盗団の問題です。高齢者万引の対策については、福島県の年配者による万引防止アドバイザー制度がスタートした事例はあるものの、実際的には、ようやく対策に向けての調査が始まった状況です。

大量窃盗団の対策は、島根県や福井県で被害発生時の緊急連絡網がスタートしました。他の地域に広めるためには、企業間での防犯画像などの情報を共有に関する新たな取り決めが必要になっています。さらにはネット上での盗品転売の防止についても、官民や業界間での協力が必要となっています。今回の取り組みはわずかな前進かもしれませんが、それらの解決に向けての橋頭堡になることを願っております。

4. 活用方法：

「万引防止年間チャート制作」は【全体の概念図】です。Excel データを受け取られた各団体や各地の万引防止協議会の皆様は、各団体・組織の状況に合わせ【全体の概念図】を修正してご活用ください。同様に各企業に於かれましても業種業態に合わせ修正しご活用ください。一例ですが次のような場合の参考資料としていただければ幸いです。

- 業界・・・経営層への正確な情報伝達、窃盗団情報の共有化、万引対策のイベント・セミナー開催時期の内容検討、ソースタギング（製造段階での防犯タグ装着）推進、万引対策への投資や助成
- 店舗・・・毎月の対策指標、ソフト面やハード面の対策、万引させない売場作り、万引防止会議、警備計画書立案
- 売場毎・・・重点管理商品や万引させないコーナー作り、お声かけの推進強化
- 地域・・・地域の万引防止会議、万引防止の巡回時期や対象店、啓発イベントの開催時期の目安
- 学術研究・店舗設計や都市設計の資料、各種の研究調査のテーマや調査時期の検討
- 報道機関・万引防止に向けた広報・啓発活動の内容や時期
- 行政・・・万引させないための地域環境整備（各種啓発活動、職場体験推進、生涯教育、各種福祉施策、防犯ボランティアの支援、検挙データの分析と活用）

5. 小委員会メンバー

- 伊藤建史様 (株式会社セブン&アイ・ホールディングス総務部グループ渉外)
- 大津直也様 (一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会事務局長、当機構理事)
- 高野芳男様 (日本チェーンドラッグストア協会防犯・有事委員会)
- 岡田茂生様 (日本チェーンドラッグストア協会防犯・有事委員会)
- 茂野隆一様 (日本スーパーマーケット協会管理渉外部)
- 山本正彦様 (一般社団法人全国警備業協会研修センター研修企画第一課課長、当機構普及推進委員)
- 高橋慎二様 (日本万引防止システム協会)
- 今井 隆様 (一般社団法人日本ショッピングセンター協会情報企画部担当部長)

順不同

<オブザーバー>

湯澤憲治様 (警視庁生活安全部生活安全総務課生活安全第三係係長)

<万防機構側>

山村秀彦 (理事・総務委員長)、佐藤聖 (理事・事務局)、福井昂 (理事・事務局長)、稲本義範 (事務局次長・普及推進委員)

6. 謝辞

検挙数データを提供いただいた警察庁、場所別の発生件数データを提供いただいた警視庁に対し、心から感謝の気持ちと御礼を申し上げたく、謝辞にかえさせていただきます。

今後についても、「調書作成時間の短縮化」、「万引に関する懲役もしくは罰金刑に関する詳細データの情報公開」などについても、さらなるご協力・ご指導を賜りたいと存じます。

情報をいただいた団体及び企業名

- (株) セブン&アイ・ホールディングス、ウエルシア関東 (株)、(株) ウェルパーク
 - (株) マルアイ、(株) SC保安警備東日本、(株) 日警保安、日本警備通信 (株)
 - (株) メイクスジャパン、(株) チェックポイントシステムジャパン、高千穂交易 (株)
- データの提供にご協力していただいた各社には、厚く御礼を申し上げます。

順不同

備考

1. 全国の検挙数指数 (検挙数/中心化移動平均×100) : 期間は平成 22 年 1 月から平成 24 年 12 月

世代 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検挙全体	92	100	111	88	97	92	105	123	95	89	104	103
14歳未満	83	106	105	93	112	95	96	121	115	80	85	108
14歳から20歳未満	90	89	106	91	108	98	104	121	100	90	101	101
20歳から65歳未満	92	102	115	86	93	92	109	124	91	87	106	103
65歳以上	97	106	111	88	88	88	102	123	92	93	107	104
同時期売上高	99	99	99	105	99	94	97	98		99	93	104

同時期売上高は「業種別商業販売額指数」の「小売業計」より引用いたしました。

[http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result-2/excel/h2s1t51j.xls#原指数\(Original indices\) \(Monthly\) "A1](http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result-2/excel/h2s1t51j.xls#原指数(Original indices) (Monthly))

2. 東京都の場所別認知件数指数 (認知件数/中心化移動平均×100) : 期間は平成 23 年 1 月から平成 25 年 12 月

場所 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スーパーマーケット	104	105	99	98	92	98	105	104	105	90	97	103
一般商店	105	103	91	96	100	97	104	111	100	93	97	102
コンビニ	100	104	95	105	97	97	104	97	96	92	103	106
百貨店	78	116	97	94	97	74	94	95	103		116	92
ドラッグストア	112		99	108	103	104	95	74	94	81	102	108
家電量販店	94	110	80	94		98	97	94	78	115	95	113
ホームセンター	109	122	96	108	100	79	115	85	117	83	93	94
レンタルビデオ	68	149	132	98	95	122	98	106	86	109	49	89
その他	99	108	124	78	106	91	92	126	94	69	92	120

以上

ジュンク堂書店の三宮店・京都店・鹿児島店・難波店(現千日前店)等で約35年、棚担当や店長として勤務しておりました。

ここ7~8年は、店長兼務として店舗の保安管理も担当しておりましたが、昨年春に店長を退き、丸善書店や近鉄ブックセンターとの統合を進める中、現在約90店舗の店舗管理と保安管理業務を神戸本社にて担当しております。

ジュンク堂書店では、もともと自社採用の保安員を各店舗に配備しております。

現在、100名を超える従業員を雇っており、多い月で100件80万~100万円の捕
捉、回収の報告が全国より日々ございます。

へたしたら、被害額より保安員の人件費が大きいのではないかととも思われますが、それでも被害に遭わなければ良いと言う姿勢から、悪いことは悪い常習犯はしっかり罰を受けるべきであるという方針に転換を計っております。

近年アマゾンなどのネット書店に対抗すべく、リアル書店の強みとして、「出来る限り多くの在庫を揃えて、実際に書籍を手にとって中身を見て購入して戴ける店舗を作る」為に、店舗は大型化し、更に什器の背も高くし目一杯在庫を増やしております。

そうすればするほど、防犯上の死角も多くなります。

毎日、店長と共に盗難被害の相談・捕捉後の交番・警察署への交渉に関する対応に追われておりますが、関西圏の店舗で、日常は各社競合している書店であっても、“書店ネットワーク”と名付けた連絡網を作り、「会社の内部情報」「被疑者の人権」などを超えて防犯に対する認識を共有しながら、日々重要参考人情報を連絡し合い、被害に遭わない、また犯人の一刻も早い捕捉に向けて連携を取っております。

さらに、その輪は首都圏の店舗にも広がり容疑者の画像を事前確認したため、被害も未然に防ぐ事も多くなっております。書店のネットワークだけに留まらず、各小売店でも各企業の枠を超えてネットワークを組んで行くことは重要と捉え、また百貨店や大型ショッピングセンターなどの情報収集策などもぜひ参考にさせて頂きたいと思っております。

数年前には、業界のインフラとしてRFIDタグの実証実験が、丸善丸の内本店や神保町の店舗でも行われておりましたが今後どう進んでいくのか？数多くの万引事案を目にするものとしては気になっております。

古書店チェーンの対応もグループによってまちまちですので、被害品回収に障害となっております。「買ってくれる所があるから盗って売りに行く」と犯人もハッキリ言っているのを耳にしておりますので、盗品買い取り如何に防御策を講じるか？も早急に議論されるべきと考えております。